

『2022年版 出る順行政書士 ウォーク問過去問題集 ① 法令編』に関するお詫びと訂正

2022年2月10日

この度は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

『2022年版 出る順行政書士 ウォーク問過去問題集 ① 法令編』の第3分冊（p.199）問409に、選択肢（1～20）が欠落しているという誤りがございましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

制作上の不手際により、皆さまに多大なご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて取り組んでまいります。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部

GD05842 『2022年版 出る順行政書士 ウォーク問過去問題集 ① 法令編』第1刷

第3分冊	p.199	問409	次のページに差し替えてください。⇒
------	-------	------	-------------------

お問い合わせ先：弊社コールセンター 0570-064-464  
平日 9:30～20:00 / 土・祝 10:00～19:00 / 日 10:00～18:00



GU22891

多肢選択式／憲法



**問 409** 次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄  ア  ～  エ  に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

右安全保障条約\*は、その内容において、主権国としてのわが国の平和と安全、ひいてはわが国  ア  に極めて重大な関係を有するものというべきであるが、また、その成立に当っては、時の  イ  は憲法の条章に基き、米国と数次に亘る交渉の末、わが国の重大政策として適式に締結し、その後、それが憲法に適合するか否かの討議をも含めて衆参両院において慎重に審議せられた上、適法妥当なものとして国会の承認を経たものであることも公知の事実である。

ところで、本件安全保障条約は、前述のごとく、主権国としてのわが国の  ア  に極めて重大な関係をもつ  ウ  性を有するものというべきであって、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した  イ  およびこれを承認した国会の  ウ  的ないし  エ  的判断と表裏をなす点がすくなくない。

(昭和34年12月16日刑集13巻13号3225頁)

<b>1</b> 存立の基礎	<b>2</b> 国権	<b>3</b> 建国の理念
<b>4</b> 幸福追求	<b>5</b> 自由裁量	<b>6</b> 憲法体制
<b>7</b> 衆議院	<b>8</b> 天皇	<b>9</b> 内閣総理大臣
<b>10</b> 内閣	<b>11</b> 国家	<b>12</b> 権力分立
<b>13</b> 合目的	<b>14</b> 合法	<b>15</b> 高度の政治
<b>16</b> 要件裁量	<b>17</b> 民主	<b>18</b> 自由主義
<b>19</b> 大所高所	<b>20</b> 明白な違憲	

(注) \* 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

(本試験2014年問41)